

第2回 人権条例に関する懇話会議事録

開催日時 平成18年1月7日（土）午前10時から正午まで

開催場所 鳥取県立県民文化会館第3会議室

出席者名 別添出席者名簿のとおり

議題 条例に関する意見の確認、改善に向けての意見交換

会議内容

課長

それでは定刻になりましたので、第2回人権条例に関する懇話会をただ今から開催したいと思います。それでは、以降、副知事よろしくお願ひします。

副知事

おはようございます。年末の28日に続きまして、年明けの7日ということで、また雪が降る中ありがとうございます。

今日は2回目であります、前回は条例に対する意見を伺ったところであります。意見はお配りしている資料でだいたい集約させていただいております。今日の進め方は、前回の終わりに少しお話しさせていただきましたが、進め方についてもお手元にお配りしているとおりであります。最初に前回の発言内容を確認していただき、もし必要があれば、補足していただきたいと思います。

今日の中心は、今後の方向性について意見をいただくことであります。時間も限られていますので、できるだけ項目を区分しながら進めていきたいと思いますので、その旨御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、進めさせていただきたいと思います。最初に、お手元に「条例に関する意見第1回懇話会ほか」という資料をお配りしておりますが、前回寄せられた意見あるいは別途弁護士会等から寄せられた意見を集約したものであります。これについて皆様方の中から「ここちょっとおかしいのではないか」とか補足とかありましたら、最初にお伺いします。

松本委員

お尋ねですが、この前の懇話会の逐語的な議事録はできているのでしょうか？

副知事

どうでしょうか？

課長

今、ご用意しておりません。

松本委員

ご予定はありますか？

課長

はい。

副知事

よろしいですか？

そうしますと、前回の意見の資料の確認はしていただいたということになりますので、今日のメイン

であります、今後の方向性について御意見を伺いたいと思います。

最初に、あちこち行つたらいけませんので、お手元にお配りしているように、例えば条例の対象としている人権侵害の範囲について等から、4つほどあります。もちろん動いているものもあります。そのあと、その他ということになると思いますが、そういう区別をお話を伺いたいと思います。

最初に、条例の対象とする人権侵害の範囲について、御意見といいますか、こういう方向が良いのではないかというような御提案等がありましたら、お伺いします。

松本委員

一方の大きな主題であります、救済される人権の内容についてですが、あまり体系的に考へてゐる訳ではないので、思いつきになるかもしれません、第3条に列挙されている訳であります。第3条の内容ですが、このように条例で定められると、一応3条所定の行為はすべて「違法である。」という評価を法律上は受けるということになろうかと思う訳です。少なくともこの条例上は、違法の評価を受けることになると思います。

しかしながら、この中には非常に大きな問題が含まれております、何度も繰り返しますが、表現の自由、思想良心の自由、それから第3条の各号を見ますと場合によっては営業の自由ということで憲法上の財産的な自由、結社の自由、政治活動の自由など多岐にわたるわけであります。

このように見ますと、我が国的基本であります日本国憲法の人権保障の規定に、真っ向から対立とまでは言いませんが、その内容に大きな影響を及ぼす訳であります。要するに、この条例で救済しようとしている「人権侵害」というものは、我が国が憲法に掲げる基本的人権の内容に深く関わる訳でありますし、私は一口で言いますと、「一県条例をもって憲法の根底を覆す可能性がある。運用を待たずして存在するだけでも我が国憲法の根本を覆す可能性がある。」と、いうように大まかにいって言えると思います。そのように危惧しております。

細かく言えば極めて抽象的であるということは、何回も繰り返して申し上げているところであります。例えば、3条1号の「差別的取扱い又は差別的言動」というのがありますが、「言論」というのはある意味では物事を差別して、差別的に取り扱ったり、差別的に表現するということに基本がある訳であります、全て同じであれば表現は必要でないということに突き詰めてみればなるわけでございますが、これに対して修飾する語は「不当な」というだけであります。「不当な差別的取扱い又は差別的言動」ということになる訳でありますが、当不當というのは、これは白か黒かということになる訳でありますけれど、非常に難しい判断であります。判断機関である救済委員会との関係と密接に関係するわけでありますけども、救済委員会はこういう難しい判断をしなければならない。ただ個人的な判断ではなくて、我が国憲法秩序に裏打ちされた法体系を基礎に、自己の判断をしていかなければならない、ということであります。マルクマールは「不当な」というだけであって、他に何らこれを具体化する項目もない訳であります。

また、4号の「ひぼう・中傷」ということであります、「公然とひぼう・中傷」ということでありますけども、世の中では意見が分かれた場合には、必ずひぼう中傷に発展することが必至であります。やや感情的になって、ひぼう・中傷という感情的発言が出るということは、知事であつてもある訳でございまして、これも極めて抽象的な規定でありますし、表現、政治的な自由、財産的な自由、日本国憲法の高く掲げる理念と真っ向から衝突あるいは調和させなければならない非常に極めて困難な問題であろうと思いますし、また6号にあります「粗野又は乱暴な言動を反復する行為」、これも極めて抽象的であります。まず粗野であるか乱暴であるかについての評価は、道徳的な評価を優先すべきであります、これに対して国家あるいは一地方権力が粗野又は乱暴というような判断でこれを規制するということは、極めて困難なことがあります。ましてや、この委員会は行政委員会であります、司法機関ではないわけであります。8号の「差別的取扱い等」についても同じようなことが言える訳である、というように思います。

要するに、本条例において鎮圧あるいは救済しようとする人権侵害行為の観念が極めて不明確であるばかりか、他の重大な人権との抵触問題について、深い学識等、深い憲法的な体系に対する認識を持った方が判断しなければならないけれども、一方、行政委員会、後で触れさせていただくかも分かりませんが、その担保がない、というように思う訳でございます。私は、この条例を読めば読むほど、非常に大きな、「条例」という一つの法形式というように軽く見る方があるかもしれません、法形式は軽易のものであります、真っ向から最高法規であります日本国憲法と衝突するものであるというふうに

考えておる訳であります。

國歳委員

今、おっしゃったこと。分からぬところもないこともないですが、現実に自分自身が差別問題を担当しているというか、取り組んでいる中で表現の自由だからと言って差別的な言動が全て許されるということは絶対にあり得ないと思います。どんな発言をしても良いということになったら、この社会は成り立たないと思っています。そういう意味で前回申し上げましたように、こここの表現をどういう風に変えるかと、例えば前回申し上げましたがもう一度申し上げますと、差別禁止の事由というものをきちんと決める。そのときに例えば人種の問題、それから障害者の問題、あるいは僕は6つほど考えていますけども、性的指向の問題とか、そういうものをきっちり決める。そして、具体的に差別行為を類型化して、例えば、この前もありましたけれども差別的な言辞、それから身元調査とか、あるいは住居の占有の拒否とか、そういう具体的なものを挙げることによって、これを組み合わせていけば、この条例というのは、このままでは回りくどい言い方していますから、もうちょっときっちりと事項を決めていけばいいんじゃないかな。例えば、そういうものが全然無いかというと、大阪では身元調査禁止条例とか、具体的に作っているところはいくつもありますし、それからカナダとか韓国など見ましても、具体的に差別的な言動、例えば宗教の問題、人種の問題、そういうものに関して、これこれしたらダメですよと決めているわけです。そういうことはできると思います。

副知事

他の方で御意見がありましたら。

気持ちとしては、総論的な話ではない気持ちで進めているつもりなんんですけど、今、あんまり抽象的ではなく具体的にするべきだとの御意見だったと思いますけれども。総じて言えば。

安田委員

この度、進め方についてというレジメがあって、今後の方向性についての提案、意見交換として4項目挙げてらっしゃるんですが、弁護士会としては「改廃」ということで、廃止も含めて検討して欲しいということですから、弁護士会の意向としては、要するに、これをこのまま維持するかということを、まず冒頭にきっちりと、前回確認はされておりますけれども、このままでは維持できないという意見が殆どですから、そこをまず確認した上で、なお改良する余地があるのかどうかということについて、それぞれ御意見を出されたらどうだろうかと思います。

例えば、一般市民からこういうFAXが寄せられていて、『Q&Aでは、調査拒否の「正当な理由」の例を掲げているけれども、憲法38条の不利益な供述の強制禁止、刑事訴訟法311条の被告人の黙秘権、供述拒否権などに基づいて拒否するのは正当な理由による拒否になるのか?』という素朴な疑問が寄せられている訳です。

刑事訴追を受ける恐れがある訳です。これが捜査機関に提供される可能性もありますし、公開によって審理が行われるということになると、実質的に憲法38条と抵触する問題が発生するのではないかという疑いが出てくる訳です。ですから、こういう全体的な構図をまず修正すべきかどうかということをきちんと検討すべきではないだろうかと思うのです。ですから、1項目から4項目について論点が整理されておりますけれども、これでは尽きない論点が実はあるんじゃないかと私自身は思います。

それから、もう一点は、國歳委員がおっしゃったように「立法事実」があるかどうかということです。部落差別についてこれが問題になっていることは、もちろん承知しております。部落差別について、民事的な事件で取り扱う。例えば、「婚約していて部落であるが故に結婚をしない。」という、これが差別にあたるかどうかというと、結婚の自由と部落差別の問題、非常に複雑で大変な大論争になるような問題も含めて、どう取り扱ったらいいかということを個々具体的に検討しなきゃいかんと思うのです。ですからまず、条例、立法事実、立法の必要性について具体的な事実をそれぞれが持ち寄って個別具体的に検討せざるを得ないんじゃないかなと思うのです。例えば、いじめの問題があります。いじめの問題について言うと、これは学校が、教育委員会がよく機能しないという、そのことによってなかなか問題が解決しないという、こういう側面が非常に強いわけです。個々の教師の対応というよりも学校全体、教育行政全体の問題で、私自身は問題があるというふうに思っているのです。昨年、鳥取県弁護士会の人権擁護委員会では、湯梨浜のある小学校の給食問題を取り上げました。これはそこで予想しなかった

んですが、非常に大きな社会的な反響を呼んで、ある一定の解決をみたということが副産物としてあります。これについても、このような問題が数年間、7年間とか5年間とか全然明るみに出ないで教育委員会どまりで止まっていたのです。こういう問題はどうするのかということもあります。弁護士に寄せられる殆ど多くの問題は行政が十分に機能しない、今まででは行政指導でやっているが、この行政指導が非常にブラインドの向こうにあってよく分からぬ。これが合理的に行われているかどうかということが全くわからなくて、行政指導が不手際が故に人権侵害が救済されない、あるいは人権侵害が潜在化していくという、こういうことになっているわけであって、私自身は行政の在り方について問題意識を持っています。そうすると、ただ単に差別禁止ではなくて、行政に対して、1~4の2項目にありますけども、行政に対してどのようにメスを入れれるのかということが非常に重要な問題だと思います。ですから、「条例の対象とする人権侵害の範囲について」という抽象的な問題の設定の仕方をするのではなく、具体的にこういう事実があつて、しかるが故にこういう必要性があるんだという、そういう事実を出してみないと分からぬと思うのです。この文書で、人権侵害の具体例がいろいろ書いてありますけども、非常に解決困難なのはやっぱり行政に対する問題だと思います。例えば、前回も出ましたけども「オウム真理教」の方が妻子も含めて移住したいと言ったのに住民登録を認めるのかどうなのか、まさに行政の問題なんです。

こういう私が言っているような問題意識に立った場合、あらかじめ予定されている論点だけでは到底問題が解明され尽くされないと思うのです。ですから結論から言うと、6月施行ということであれば6月施行を先に延ばす。例えば1年あるいは2年延ばすという新たな条例案を知事部局が提案して、それで徹底的に議論すると、こういうことをしないとこれはどうしようもないです。私は強く言います。とにかく6月施行は延期。1年、2年延ばして、延ばす条例を作ればいい。簡単に出来ます。県議会だってこれはまずいというふうに気づかれている。私は何人か県議に聞きました。県議会は「今柔軟です。」と言っています。「とても柔軟になっています。」と言っています。「12月1月の段階ではありません。」と言っていますよ。だから、そういう思い切った議論をここでやっていただきたいんです。論点に従つてやるということは、「6月施行を前提とした議論」ですから、これはちょっと私は乗れません。

副知事

それは安田委員の意見であります。それは意見としてお聞きします。

國歳委員

意図はよく分かるんですが、僕自身はこれ、もう新聞にも出ていますが、僕はあくまでも個人として参加してるんですけども、素案作りまでやっていますのでね、そういう意味では一旦できあがったものはやっぱり修正するということが大事だろと思っています。そのことは片山知事の発言をいろいろ見ていて、例えば「公権力による人権侵害、これも考えなければいけない。そういうものを入れるのであれば修正して…。」ということをおっしゃってるし。そういう形で今おっしゃった公権力あるいは行政の問題というものを、どういかたちで入れるのかということを、これ2番目になっていますけれども、安田委員の意見ではまずそのあたり最初に触れていかなければいけないのかもしれませんけれども。そのあたりから取り組んでいくて、僕自身は一旦作られたものは、条例を1年延ばして、それを作るってのも知っていますけども、しかし、片方で差別されている人達の立場に立ったときに、彼ら自身の意見というものを殆ど聞いていない訳ですよね、今回の場合は。できあがったものをどうのこうのつて。我々がここで議論しているのは、我々が参加しているのは、法曹関係の人達、学識経験者、僕は学識経験者でも何でもない、無職ですけど、申し上げるんですけども。やっぱり差別されている、現実に差別を受けている人々の意見というのを今回は殆ど聞いていないんですね。これは県としてはもう一度きちっとおやりになるべきであろうと思っています。それは、今回この会が終わったらすぐにでもいいですから、差別されている現実に、団体いっぱいありますよね。その団体の人達の意見も一度お聞きになるということが大事だろと思っています。ただ、そうは言いましても一応6月施行という形になっているから、それに対してできるだけの修正をして、というのが安田委員と最後の所は少し違つてくるところです。

松本委員

会の進め方について、1分間だけお願ひします。

知事もおっしゃってたんですが、「この懇話会は、余すことなく意見を言ってくれ。」ということで、条例の改正案等を取りまとめるという趣旨ではないと思うんです。根本的な疑問とか考え方をある程度方向付けで出すような権限ですので、結構ですけども、一定の方向に沿わなくても、自由に発言してもらるべきであると提案します。

副知事

それは否定しません。

永山委員

前提として伺っておきたいと思いますが、条例案が提出された趣旨は、人権侵害救済ということですね。で、ここでの議論がいつの間にか「差別禁止」となっていってる面があるんですが、県議会なり県の執行部としては、趣旨は「人権侵害救済」ということで、今でもそういうことなのか、内容は本当は「差別禁止」なのか、どちらなんでしょうか？

部長

具体的な差別を受けて、あるいは人権侵害を受けて、ということで、できれば広く人権侵害されている場合に救済したい。そのために条例を提案しました。

永山委員

「差別禁止」に限定するということは本来の趣旨とは違うということですか。

部長

基本的には、やはり「差別」ということはあると思います。ただ、差別だけではなくて、差別以外にもいろんな人権侵害されている場合、広く救えば良いではないかという議論がありましたので、範囲が人権を救済していくという、少し広い概念になった。ただ、ウエイトとしてはどうなのかということになると、差別という問題が大きな根っこにあるということはあります。

安田委員

部落差別が問題であれば部落差別の禁止条例を作ればいいんです。それに特化して作れば良いんです。それは全然反対はしません。そういう実態があって必要性があれば。部落民だからといって、結婚を途中でやめるという、婚約を破棄するという例がいっぱいあります。それは民事的な問題ではなくて社会的な制裁を受けるべきだと、みんなが納得するのであればそれで良いんです。

ただ、私は分かりません。率直に言って、婚姻の自由というのがありますから、自由との関係で、部落民だということで周りが反対して結婚できなかつたということについてどういう答えを出すべきかというのは、私は分かりません。私が委員になっても分かりません。これは、結婚の自由と、明らかな差別ですよ。差別との狭間でどういう判断して良いかって分かりません。明確にこれだって言えません。明確にこれだって言える線をこの条例で作るべきです。みんなで議論して。それができないのならこの条例は一人歩きしますよ。

副知事

ちょっと良いですか。

今、説明したんですけど、この条例の趣旨は人権侵害救済条例で、広範な広がりを持っております。その中の一つが差別という話があって、差別の中にも部落差別があるということですので、そこに特化した条例をつくるというつもりではない。

安田委員

ですから、そうじゃなくて私が言いたいのは、「具体的にどんな人権侵害を解決すべきなのかということをピックアップして、それに絞り込んでこの条例の設計図をつくらなきゃいかんでしょう。」と言っているのです。

一般的に茫漠とした人権救済条例があれば、「どういう網のかけ方ができるのか、どこまで網がかけ

られるのか市民は不安でしょ？ そんなことではこの条例はうまく市民に受け入れらる訳がないでしょ？」 ということを言っている訳です。

だから、差別の他に障害者の問題でも良いですよ。それから例えばアトピーがあるからと言って旅館にいろいろ注文を出したら宿泊を断られたという例なんかあります。旅館業法に明確に禁止されていることを旅館業者は結構やっているわけですよ。それはハンセン病だけではない。いっぱいあります。それは行政がうまく機能していないからそうなっているんですね。ですから行政の行政指導の守備範囲とこの委員会の守備範囲をどうするのかとか、それから先ほども言いましたけども、刑事訴追を受ける恐れ、あるいは民事損害賠償をうける恐れがあるとしますね、それで調査に応じる義務がありますよね？ この条例上は、そうしたら「私は実は人を殺しているんです。」と、「私はあの人のお金を盗ったんです。」と、意図して「部落民だからということで反対にあって結婚をやめたんです。」と言いますか？ そういうことを強要できますか？ 憲法秩序と矛盾は発生しませんか？ そういう問題をきちんと整理をしない限りは、この4つの項目には入れないですよ。ということを私自身は言いたい。他の方はどうか分かりません。私はそうです。

河本委員

私も安田委員の意見に賛成です。國歳委員が言われた差別ですね、そういう問題を条例で救う必要があるのではないかという立法事実も否定はできないのですが、この条例はですね、明らかにですね、さつき事務局からの説明もありましたが、隣の人の紛争を人権侵害だと捉えられかねない条例なんです。限定が無いに等しい。先ほど人権侵害一般を救済するような説明だったと思いますが、それだと我々が危惧している、私がこの前も言いましたが、お隣との紛争の境界争いとか交通事故とか、なんでもかんでも相手と喧嘩して言った悪口でもそれさえも捉えられかねないということが私がとても危惧するところです。

それで、その他の進め方にはありませんが、行政委員会の独立性がですね。これが条例を単に修正するだけで解決するのか。前回我々議論したときに、ある意味抜本的な改正が必要だということでみなさん意見が一致したと思いますが、その「抜本的改正」は修正というレベルではとどまらないのではないかと。だから、私も本当に6月に施行は反対だし、むしろ凍結してもっと一から立法事実を本当に必要なものがあるのかないのか議論した上で、本当にそれに対応できる条例なり、もちろん不服申立、この条例では不服申立できません。勧告・公表を受けてこれが間違っていたらどうするのか？ 何も救済手段がない。これを修正という形ができるかといったら、できないのではないか。ですから、いったん凍結した上で、あるいは私は廃止すべきだと思いますが、本当に必要な条例であればもっとみんなで議論して、本当に必要な条例を作るべきではないかと私は思います。

安田委員

ちょっと待ってください。しかもね、前回岡田委員がおっしゃっているんですね、行政処分性があるかどうか疑うし事実行為だからって。裁判でこの勧告なり、指導なりがおかしいからと訴えたら、ある裁判所は違法だと認めるし、ある裁判所は違法でないと認めると、すごくお金がかかりますよ。時間もかかりますよ。そうすると国家賠償でしょ？ 国家賠償法の要件って非常に厳しいですよ。こんなの弁護士に相談されても、「勝てるかどうか分かりませんよ。」なんて言うしかないんですよ。そしたらここが人権侵害したら誰が救済できるのですか？ この委員会が。そんなことを真剣に考えているのですか？ と言いたいのですよ。

副知事

いろいろ言われますが、一つ確認しておきたいのは、条例の制定とかそれをどうするかということは、議会なり行政の責任と権限の中でやらせていただくことなので、今日は御意見は十分にいただきますが、「こうすべきだとか、ああすべきだとか」とか言われましても、それはちょっとおかしいです。

安田委員

「こうすべきだ」という権利があるでしょ？ 請願権でしょ。副知事さん、何をおっしゃっているんですか？ だってそうすべきだと市民が言ってるんですよ。市民の一人ですよ、私は。

岡田委員

なかなか議論がややこしく、あっちに行ったり、こっちに来たりしている気がするんですが。最初に松本委員あるいは安田委員がおっしゃったことに関わってですね、条例の性質がいったい何なのかということですが、みなさん「特別刑法」というような発想で捉えられているのかなと感じますが、どうでしょうか？

・ そうでもないですか？ ・

やはり、どうしても引っかかるのは、公表とか勧告というのは事実行為ですから、ある裁判所は裁判を受け入れるかもしれない、要するに適法だと。別の裁判所は不適法だと言って受け付けないかもしれません。そうすると本当に救済手段が無い。過料だけですね、過料はこれはたぶん司法的には争えると思うのです。ところが、あとは裁判で争えない可能性が非常に高い。ただ、今度 行政事件訴訟法が改正されて公法上の確認訴訟というのができるんですね、これがどういうふうに活用できるか分からぬのですが、立法を担当した人の意見では、従来扱えない行政指導だとか行政立法だとか、これまでの裁判の土俵に乗らなかったものをそれで扱えるという説明をしているんです。ただ、これはまだ動いていないので、こういうものが実際可能なのか、つまり公表を阻止するような確認訴訟がひょっとしたらできるかもしれないのですが。それができれば、これは最終的には司法の判断を受ける。問題は、この条例は司法の判断を受けられない可能性が非常に高い。そこをきちんと考えておかなければならぬ。だから、どんなものであれ最終的に裁判所の判断を受けられれば、一つの在り方として考えても良いと思いますが、それが非常に危険だと思います。ですから、勧告・公表、特に公表は阻止しようがなくて、非常に難しい面があると思います。そこを整理しておかないと、憲法論の俎上に乗ってこないと、そんなことを思っております。

寺垣委員

今、議論が出ていることは、結局、弁護士側は規則制定検討委員会には人を派遣しないということで、懇話会になったんですね。ところが今日の進め方は各論で、それぞれの条文についてそれを検討しますかというような感じでね、何となく規則制定委員会の方向を形と名前を変えただけで進めているのではないかという危惧があると思うのです。だから、弁護士会としては、1, 2, 3, 4についてそれぞれ問題があると言っていてそれを発表しているので、例えば行政機関の取り扱いを拒否する自由を無くしてはどうかと、となると絶大な権限が人権委員会にきますよね。それで良いのかどうかという話が出てくると思うんです。設定図自体が不安だということで、様々な議論が巻き起こっているわけですから、何かその、各論に入ると言うことに抵抗感がある、というのが正直私は感じているところでして、そのあたりが進め方としては、このまま持つていってしまって、いつの間にか規則制定検討会になんじやないかという危惧があります。

副知事

規則制定委員会とはちょっと違うと思うんです。これは条例の中身について意見を伺って、例えばどういう方向が考えられるかっていうのであって、規則の制定委員会は条例を前提として規則を作るという、そこがまず違うんです。で、項目として一応整理はしましたけれど、これについて根本の意見はあるんですけどね。安田委員みたいに改廃と言われたら、これの中を話すこと自体が条例を前提としてるんじゃないかと言われたら、そういう議論は一つあると思うんですけど…

寺垣委員

だから、全部絡んでる訳ですよね。で、どういう権力、どういう権力行使をするのか、権力行使という表現がちょっと適切でないかもしれません、どういう効果を持たせるかによって要件が変わりますよね。で、だからその、人権侵害の範囲をどうするのか、それは結局どのくらいの効果を委員会に持たせるかということも密接に絡んでいる訳ですから、例えば過料の制裁がない、同意をもとにして入っていくと言うんであれば、私は範囲を広げてもかまわないと思うし、ということになるわけですから、そのあたりは、どこでどう議論するのかっていうのが見えないです。

副知事

わかりました。分けて話すること自体が無理があるということ。3番目に過料・公表があるんですけども、そのところを議論せずに、上からやっていくといろいろあるということですね。そのところはよく分かりました。だから、分けずにという格好で…

岡田委員

憲法との関係ということがずいぶん松本委員の方から出ましたけれども。さっき私、条例の性質をどう見るかということ申し上げたんですが、例えば今、日本国憲法で基本的人権は保障している。これは国、行政機関、権力を縛るということですよね。私人間には直接関係はない。じゃ私人間でそういう問題が出てきたときどうするのか。一つは刑法で。刑罰規定で保護する。これはこれまでの歴史の中で作られてきて、これはやっちゃいけないというのはみんな認めるケースですね。その中でもたとえば名誉毀損なんかだと非常にデリケートな問題がでてきますけれど。

じゃ、民事はどうするのか。これは民法90条で公序良俗違反の形でやるし、それから不法行為、損害賠償でやる。だから誰でも今の法律の在り方で救済できるはずなんです。事前のストップというのは非常に難しいんですけど。事後的救済っていうのは今の民法、刑法、この法律で担保されているんです。ところが、小さな問題についてはなかなか裁判に乗らない。それから、例えば鳥取でしたら弁護士が少ない、裁判が非常に長くかかるとか、お金もかかるとか。そこからはずれるものが出てくるわけです。それをどう救済するか。それは地域の力で救済することもあるでしょうし、小さな地域で自分たちの力で解決する。それでもまだ足らない。行政に期待される。そういうときに民法とか刑法で捕まえられない問題っていうのは文化的な要素が非常に強い。先ほど部落差別の問題で、離婚の自由もあるじゃないかと。どっちを優先させるか。裁判したって答えが出ない問題ですね。なかなか難しいところです。それはやっぱり、結局、時間をかけて文化を変えていく中で解決せざるを得ない。私は法律で文化を強制するというのは絶対反対です。誤った社会を作ると思うんです。そこで問題は、前回も出ましたけども、問題は、勧告まではいいかもしれないけども公表という形がでたときにこれは一種の刑罰を科しているのに近いわけですね。公表というのはソフトな表現だからなにか刑罰でないよう思えるけれど、この条例は公表がついていることによって刑罰的な条例になっている。そこが根本的に皆さんに危惧されている。で、このあいだも、ADR的な解決であれば問題ないんではないかといった御発言があったと思いますが、そのとこは最低、この条例は再検討しないと、やっぱり危険だと私は思う。私なりに整理するとそういうことですね。

大田原委員

さっきから、6月の時点で施行するかどうかという話をしている向きがあったんで、もうちょっとあの、理屈を言えばですね、今の時点で恐らくこのままで良いというのではないわけで、で、今ここで話として流れで出てきてるのは、差別禁止条例的な形に整理をし直すか、もしくはADR的な部分をそれにくっつけるか、というような話ですよね。ただあの、差別禁止的な部分でこれを整理し直すとした場合に、実際に6月までに間に合うのかというと次のようなことを絶対にやらないとまずいと思うんです。まず例えば、差別と言ったときに差別的言動を含むのか、含むとした場合に第3条にあるように、目的犯という形でやっていくのかと。犯罪で言えばですね。これ、具体的な差別的言動の事例を例示して出しているんじゃないですね。目的で、差別を与えるような目的があれば良いというような形でかなり広く作ってあるんです。後で表現の自由との関係で問題になると思うんですが、例えば7項、8項。7項をみると、差別的取扱いをすることを助長する、誘発する目的でという話なんですね。で、この書き方って非常に、ある意味で運用すると危険なんですね。過料の制裁との関係、協力義務との関係も絡んでくるんですが、つまりあの、そこに呼び出して、これ5人ですね委員が、委員5人と侵害者とされた者との関係、みんなでそこまでかこんで、「おまえはそのつもりでやったんだろう。」と、自白の強要になる可能性があるわけとして、目的を認めないと認定できないんですね。だけど差別というもので言ったならば、さっきの話でいくと、差別の問題からすると公表とかの、強力な制裁がないと作っても意味がないという部分も出てくる訳ですよ。他の部分とはちょっと違う性格があるわけですね、立法事実から言ったら。そうすると、どうしても強力な効果を得るために自白させなきゃいけない。そういう運用になる可能性もあって、その差別的な表現ということで、「おまえこういうこと言っただろう。」ということでの、いわばつるし上げ的な部分をこの委員会がやるという、一つそういう危険性が出てくるわけです。差別的言動を扱うというのは、そういうような話がでてきますし、差別じゃなくて一般的な話での

表現の自由となったときでも、4番の部分ですね、それよりももっと怖いことがいっぱい出てくると、いうのが一つ理屈として出てきます。それから、差別と言った場合に、今言ったように各類型があつて、例えば就職に関する差別、教育に関する差別とか、目録がいる訳です。それがないと、どういう場合に問題になっているのか分からぬ。こんなものは不安で、自分が何時差別をしたかということで、到底条例がどういうものなのかなっていうのが理解されない。非常に不安だということが出てくるので、差別禁止の条例、差別救済条例ということからすると、そもそも目録から作っていかなければいけない、というのが二つ目として出てきます。

それから、差別という話でいくと最低その2つが必要なんですが、条例の運用の関係でいくと、性質の関係なんですけども、この前言わなかつたところなので一つ追加して指摘しますけれども、委員会が取り扱わない事件として、17条の3項ですね、例示がありますけれども、例えば裁判で係争中というのがありますね。17条3項の2号ですね。例えば、そういうことを不当なことを目的で言ったと言われた場合は、そういうこと言われたこと自体が自分に対する誹謗中傷などと、逆に人権委員会に名指しで侵害者と言われたこと自体を裁判で逆に訴えた場合、これ手続止まるんでしょうか？開始できないと書いてあります。停止するとかがないのですね。前にそういうことがあった場合には、この条例は使えませんよという話になっていますが、本来民事事件で決着するのかどうかという場合についても、例えばその取り扱いについても、今まで言っていない論点からすると、この条例との関係は規定されていないので、これは現実に運用されたら即に困る話なんです、こういうことでやられたら嫌だったら、さっきの何も行政のこと考えなくても、今のような話なら「民事事件で私決着つけますよ。裁判出しますよ。」と言ったら、案外止まってしまうかもしれない訳ですよね。それで良いのかという問題もある訳です。

そうじゃないとすると、これは司法上の観点とはまったく別個の、いわば「人権」というまったく別個の観点からやるので、「民事上の関係とは関係ないですよ。」と言わない限りは進められないと思うのです。さっきの話に戻りますが、そうすると『「人権」という別の観点でやるのだ。』と『「裁判所」とは違うのだ。』と言ったら、なおさら「人権」という観点が違うのだという分かるだけの目録がいる訳です。そういうふうに戻ってくる訳です。

そういったことで、さっき全部は絡むと言いましたが、その辺の関係が整理できない限りは、基本的には6月施行の実施というのは事実論として無理ではないかと思います。最初に6月が無理だというのがありきではなく、実際に差別から派生する簡単な問題を考えたとしても、「6月までに今の話をまとめられますか？」と、じゃあ逆に言うと「まとめないで本当に進めてしまって安心できますか？」と考えてもらつたら分かりやすいのではないかと思います。

中村委員

私は、前回も申し上げましたが、駆け込み寺的なものとして構成することによって、委員会の強制権限などをすべて剥奪した上で、駆け込み寺的な、もう少し広く構成するという方向性。あるいは、どこまで権限を持たせるかはまた別ですが、ある程度対象を絞って真に解決すべき問題を取り扱う条例として再構成するという2つの方向のどちらかがあり得るのかなと考えております。

私自身は、鳥取に来てまだ2年経っておりませんので、鳥取における人権問題に関する立法事実がどういうものかほとんど把握しておりません。が、頂いた資料を見ますと、人権侵犯事件として処理された件数が挙がっておりますが、その中ではやはり比率として多いのが住居・生活の安全関係、あるいは強制・強要に分類されているものがそれぞれ24.5%、25%合わせて50%近くということで非常に多いと思いますが、具体例として、どういうことがそこに含まれているかというと、アパートの一室で毎日夜間に防音装置も設げずに大音量で音楽を聴くなど近隣住民の安眠を妨害するほどの騒音を起こす行為でありますとか、平穏な生活への侵犯、不動産に関する侵犯、離婚の強要、職場での嫌がらせ等々が挙げられております。ただこういう問題は、いったいどういう人権を侵害したと言えるのかということが、非常に分かりにくいというか、特定できないのではないかと、広く言えば人格権ということでしあうが、それは民事上の恐らく人格権でしょうから、果たして人権というふうに人権侵害の事例と言って良いのかということがはっきりしません。条例の方で見ましても、「身体の安全、」いわゆる生活安全条例のようなものに含まれるようなものまで、広く含んで人権侵害と構成していると、恐らくこれらと差別の事例というのを一緒に、しかも5人で扱うということは、恐らく実効性のある救済には結びつかないのではないかと思います。では、解決すべき問題として差別を取り上げた場合にどうかというこ

とであります。それについてはもっと慎重な議論が、あるいは限定が必要であると、他にも先ほどお話を出ましたけれど、例えば大阪府、熊本県、福岡県などは本条例で言いますと、第3条の5号ですかね？人の依頼を受け報酬を得て、その差別に当たるような情報を収集するような行為について、これを解決するためだけの条例をもって、そのために専門の職員さんがいて、問題事例の解決に当たっている。それなのに、この条例においては「それも一つの事例としてそれも含めて一緒にやりますよ。」というような形で挙げられているということで、ますます疑問が沸いてくるようなところもあります。

それに、発言が4つの項目についてどれでも良いということでしたので、行政機関の取扱いについてというところにお話させていただきますと、この人権侵害事例の具体例として挙げられたものを見ますと、特別公務員関係といって、公務員の職務に関するものを除いて、すべて私人間に関するものとして分類されておりますけれども、前回もお話がありましたけれども、「鳥取における事例というのはほとんどが私人間に関するものですよ」という話がありましたけれど、ただその具体例を挙げてみると、例えば差別待遇差別表現含むというところの②ですね、障害者であることを理由に、50万人目の市営プール施設入場者から除外されたというのは、市営プールでの事例ですので、これは正に行政機関が行った事例に当たる訳ですよね。いろいろ、ハンセン病元患者であることを理由とした宿泊拒否ですか、そういうものがもし公立の宿泊施設であれば、これは行政の問題・公権力の問題であるし、親がHIVであることを理由に保育園への入園を拒否したと、この保育園がもし公立の保育園であれば、これはやはり公権力による差別の問題に入ってくる訳ですし、ハローワークでの職員の言動といったもの、これも公権力による差別の事例に当たるのではないか。あるいは、県内県立高校での差別落書きの事例、これが落書きした者に対する追求なのか、対処しなかった学校に対する追求なのかにもよると思いますが、学校に対する追求であればこれは行政の問題。こういった形で、他にもたくさんありますが、行政が関わっている、あるいは公権力が関わっている差別の問題なぜかを全て私人間の問題に分類しているような、公務員等の職務に関するものだけを行政機関によるものという形に分類しているように見受けられました。で、それによって「私人間によるものがほとんどですよ」と言われても、これは立法事実の把握の仕方としてかなり不正確なところが出てくるのではないかという気がします。そういう意味で、やはり立法事実に遡って、鳥取県において何を解決すべきかということにテーマを絞った上で改めて再構成する必要があるのではないかと私は考えました。以上です。

副知事

発言のまだの方でもし何かありましたら。

富谷委員

私は今のいろんな話を聞いておって、法律の専門家ではありませんので詳しいことは分かりませんが、ただ4つほど大きな問題があるのではないかと思います。

一つは、人権侵害の定義が非常に曖昧で、何かこれでいくと何でもかんでも人権侵害になるのかというふうなこと。それから、加害者の定義が「人権侵害を行い若しくは行う恐れがあるもの若しくはこれを助長し若しくは誘発する行為を行う者及びその関係者」というふうにどこまでも広がっていくということ。それから、これは「えっ」と思うんですが、単独ではどうということはないんですが、通報が第3者でもできるということ。それから委員会の設置といいますか、独立といいますか、運営といいますか、そういうことが極めて不十分なような気がして、この4つが組み合わさると、何だかこんな条例は無い方がいいのかなと、一市民して、何だかこれをみると恐ろしくてモノも言えないというふうな気になってくるので、ちょっとこれはもう一度考え方を直してほしいなというふうな思いです。詳しい法律的なお話はよく分かりませんが、今いろいろ話を聞いておりまして、「なるほどな。」そういう見方・考え方なのかなと私自身たいへん勉強させていただいたんですが、その前に、今言った4つの問題がみんな絡まっていますと、「何かこの条例。そんなことまで条例で？」まあ条例よりも国の法律の方が優先することだと思いますが、そんなことでバッサリ網をかけられるのかなという気がしております。

岡田委員

先ほど人権侵害事例が紹介されました。あの中で例えばいわゆるハラスメントですね、セクシャルハラスメントなり、私ども大学ですとアカデミックハラスメントというものがある訳ですけれども、そういうものはやはり、行政に行くよりも、例えば会社なり職場なりで守るシステムをまず作るべき。

あの私が「地域の力で」と申し上げたのは、そういうことなんですね。職場というのを「地域」というのはおかしいかもしれません、例えば私は今大学でハラスメントを担当しております、ハラスメントが出てきたときにどう対応するのか防止委員会を作つて、加害者・被害者両方から事情聴取をして、場合によってはその部局の長に調停に入ってもらひ、それがうまくいかないときに防止委員会で懲戒処分します。懲戒処分というものは法律行為でありますから、この懲戒性分が間違つていれば当然司法的な救済にもっていくと。そういうシステムをいろんなところで、つまり行政が一括して世話をするのではなくて、もうすこし細かいところで、細かいところでいけば分解的な問題について議論して、どっちが良いとか悪いとかですね、具体的に議論する、言ってみれば細胞がたくさんある訳ですから、5人の委員で一括して決着つけるということではなくて、それぞれの事情が分かったところで解決策を出して、それが失敗したら司法的な救済になっていく。最終的には、裁判所による救済が保障されていないと、とっても危険だと、そういう点ではこの条例は公表ということで裁判による救済が非常に難しいことは確か。もし作るとすればここを絶対に工夫すべき。その前にやはり、個別事例でどの段階で対処するのかもっと詰めて議論しないと。例えばアカデミックハラスメントというのは、学生に対する教育の過程で嫌がらせをする、そうすると今おっしゃったように「教育ができない。どういう教育をしたらハラスメントに当たらないのか教えてくれ。」と実は教員から出てきている。それは市民にもそうなってくる。どんな発言をしたら良いのか、それこそ「発言教室」でもつくって安全な発言の仕方などを勉強していくかないと、とっても危ないとおっしゃるとおりですね。だから、もう少しそれぞれの人権侵害状況に応じてどこの場面で解決するのが望ましいのか、そこら辺も含めて詰めた議論がいるように思いますね。

永山委員

先ほど質問だけでしたので発言したいと思います。前回私は人権の問題は、具体的な問題は具体的に解決するという姿勢で臨むべきだと申し上げました。そういう具体的な解決に対してこの条例がどういうふうに役に立つかという観点で考えたいのですが、ただ、前回の議論の中では、私は国籍を理由とした賃貸マンションの入居拒否というのは代表的な差別事例だと思うのですが、そういうことにすらこの条例では対応できないという委員のみなさんの反応だったと思いますが、要はどういう人権侵害があって、どういう態様でなされていて、どういう強度でなされた場合にこういう救済がありうるんだという具体的に定めて、その場合には救済があり得るんだということを規定しないと、実際にはこれは濫用ではなくて、具体的なもの解决问题に役立たないという面が一方に出てくるのではないかと。

それから、委員会が取り扱う事例かどうかというのをここで何も書いてありませんので、委員会が判断するとすると、委員会が取り扱わない事例だと判断した場合に、「それはもう人権侵害ではない。」ということに逆になってしまい可能性がある。それはそれでまた重要な問題を引き起こすであろうと思いまして、司法的なもの以外の人権救済の方法自体を私は否定する訳ではないが、しかしここでは問題が多くなると思います。具体的に何を取り扱うのかということをはっきり定めた上でないと濫用の危険もあるし、逆に何も機能しないという両方の危険がある。

< 休憩 >

副知事

そうしますと、休憩時間も過ぎましたので再開したいと思います。一応、おしまいを12時ということをひとつの区切りにしておりますので、それを前提に進めていきたいと思います。

最初、今後の方向性についての意見交換ということで、1, 2, 3, 4とできれば一つ一つという思いもあったのですが、それでは到底議論ができないということで、区分はなしでやっております。それで今まで出た意見で、人によって御意見が違うのでどのような意見があったか集約はしにくいのですが、ただ人権侵害の範囲については定義がきちんとしていなければならぬし、抽象的でなく具体的な表現あるいは項目等についても、もっと絞り込まなければならないのではないかというような意見が出ました。

それから、過料とか公表については、言葉が難しいのですが、ちょっと行き過ぎではないかというような発言がありましたし。それから委員会の実効性については、委員がこれで足りるのかという懸念があるとか基本的には行政機関もある意味対象にするべきというような御意見。さらには、施行時期といいますか、凍結といいますか、もっと時間が必要ではないかというような御意見はあったということは

承っております。

安田委員

副知事、おっしゃったことについて、実効性があるかとか、もっと絞るべきだとか、例えば中村委員がおっしゃったことにみんなが賛成なのかどうか、という意見交換をしてみてはどうか。私は、手を挙げます。あるいは延ばすべきだという意見については、私は手を挙げます。ちょっとそういう、どういう意見をお持ちなのか。

副知事

委員会の性格として、意見を集約するだとか、数がどうだということをやろうとしている訳ではないんで。

安田委員

会の総意がどういう事なのかということを明らかにすることも面白いのではないかですか。

副知事

そこは進行役の私の判断でやらせていただきたいと思います。

今までの一時間いくらの時間の中で出たことを、本当に簡単にまとめさせていただいたんですが、ちょっと一つ気になることは、表現の自由の関係でマスコミとの関係については前回も今回も意見が出ていませんので、そのことを一つお伺いしたいのと、あと付け加えて何かありましたらということで、進めさせていただきたいと思います。

松本委員

マスコミに関することで、条文をいちいち見ないで申し上げるんですが、私自身は発想がまったく逆転していると思います。報道の自由等に一定の配慮をするというように定められているのですが、報道の自由・メディアの自由は何のためにあるかというと、国民の表現の自由・知る権利、国民の自由なんですね。国民の権利を個々の弱い人間が、組織を持たない人間がなかなか公使しにくく、思想的な伝達もしにくく、メディアに頼らざるを得ないと、本来はビラ貼りで良かったんですが、小さい社会では、これだけ1億2千万人以上いる社会ではとうてい及ばない訳でありまして、報道の自由の根本は国民の表現の自由に突き詰めればなる訳で、ですからメディアの自由に配慮するということだけ取り上げるのは逆転した発想であって、極めておかしいということだけ私は申し上げておきたい。

中村委員

報道の自由に関していいますと、國の人権擁護法案のときもかなり大きく問題になったわけですが、そのときの定義をみましてもマスメディアによる、特に過剰取材、メディアスクラムによる例えば被害者遺族であるとかそういった人権侵害の問題が念頭に挙げられていたと思うんですけど、國の場合も後付でこの問題が出てきた感が強くあったわけですね。本来、人権問題、國の場合も中心は差別の問題が大きかったと思うんですけど、そこでちょうど時期的にメディアによる過剰取材というのが問題となっていたので、じゃあこれもついでにこの法案にとりこんでやろうかという形で後付的につけられたような経緯がどうもあったように見受けられます。

そういう経緯から考えても、メディアによる人権侵害事例というのはやはり別枠の問題をはらんでいるというふうに思いまして、扱うんであればここで一緒に扱うのはやはりさっきの話にもどりますが、広すぎではないか、あるいは特殊な問題ではないかというところもありますので。

これは知事も議会答弁でおっしゃってましたけども、鳥取県内における人権侵害の実際の事例としてメディアによるものというのはほとんどないということで、もう対象から除外してしまってもいいのではないかという発言を知事もしておられたところですし、私もそのように、いっそマスメディアによるものについては、この条例の対象から外すということも検討していただきたいと言う風に考えております。

松本委員

勘違いがあつてはいけないので。私の先ほどの発言は条例の31条について申し上げたところなんです。報道の自由に対する配慮です。「この条例の適用にあたっては報道機関の報道又は取材の自由その他の表現の自由を最大限に尊重し、これを妨げてはならない」と規定されていまして、ここで取り上げられているのは国民の表現の自由ということは背後にあって、メディアの自由だけが取り上げられていることに危機感を申し上げたのです。念のために。

副知事

そのほか皆さん、何か。

大田原委員

あの、報道の関係が差別の関係でいくと非常に一番、差別をもたらす関係では大きいです。まさにこの3条の7号、ここには非常に条文の作り方としては問題があるんですけど、報道機関が差別を助長するような記事をたくさん書いて出されると、それ自体が非常に大きな社会的な影響力がありますんで、それ自体を全く問題にしないということは、逆に個人が言っているのと全然規模が違いますので、やっぱり流れとして立法事実からいうとおかしいんじゃないかなと思います。ところがこの条例は逆になっている。例えば、男女共同参画の関係で言ったならば、「女性がそんな社会に出て行って、自分の権利ばかり主張する世の中はおかしいんじゃないか」と言った場合、表現の自由の尊重で報道機関の立場を尊重するということで恐らく対象としてはなれないんです。で、個人がほぼ同じようなことで、「おまえ嫁だから家にいろとか、お前は嫁だから相続財産をやらない」と言われて私非常につらいんですと言つたらなっちゃうわけです。このバランスというか。というような素朴な疑問があって、松本委員の話を具体的に言うと今のような話になっちゃって、そこら辺の整理がこの条例はできていないですということを言っておきたいなど。

安田委員

簡単に言います。あの、報道そのものが人権侵害をもたらすことについて、まず弁護士の中でそういう問題意識をもってるグループが30年くらい前にそういう問題意識をもって弁護士会の中で、そういう意識を定着させようということで、活動しているグループがいることはいます。私自身もそういう側面が非常にあると思っています。

確かに例えば少年法61条の問題なんかあってですね、少年事件についての氏名公表という問題があるわけですね。それと逮捕された段階で警察が氏名を公表するとかですね。それを報道機関が報道する。そういうときに氏名を公表する自由については報道機関のシンポジウムがあって、まさに文化の問題として議論されているわけですね。

私自身は一定の見解を持っておりますけども、報道機関が人権侵害を起こすことはあり得るし、ある意味この条例によって公表されるよりも過酷な人権侵害を報道機関が行っていることもあります。ただ、こういう形で条例で規制するというのは全く馴染まない。いうふうに思いますね。

まさに文化の問題。国民が相互に議論してどういうような姿勢を報道機関に求めるかということを整理すべきで、こういう条例で規制するには全く適しないということです。

副知事

それは報道機関の自主的な取組みを促すということで捉えればよろしいですか。

安田委員

そうですね。

國歳委員

ヨーロッパなんかでは、報道機関自体の中で報道の自由と人権の問題をきちっと定めているんですね。こういう方針ですとちゃんと書いているわけですね。そういう形で絶えず自浄作用をやってますね。それがボクもいいと思うんですね。ただ、先ほど中村委員が言ったように、こここの時に出てきた問題というのは、強制取材という問題と絡んでという側面があったように思うんです。

永山委員

松本サリン事件の報道被害とか、ああいったものに何ができるかということですね。

國歳委員

あれも司法の方に訴えていくという形がとれればボクは良いと思うんですけど、実はあのときもとれなかつたわけですよね。

安田委員

松本サリンについては誤認逮捕というところがあつて、必ずしも報道だけの問題ではない。報道の問題というのは、捜査権力がどういうふうな発表の仕方をするか、捜査の仕方をするかということも絡んでるものですから、そんなに簡単には言えない。

永山委員

実際メディアの方が、悪口を言えば、発表ジャーナリズムとなるという現状が一方ではありますので。

大田原委員

ですので、メディアを自主的な解決に委ねるというのであれば、個人についても差別的な表現や内容については、やっぱり話し合いの解決に委ねることから始めた方が、バランスが良いというニュアンスですね、まずは。

國歳委員

ですからボクも最初に申し上げたんですけど、処罰とかそういうことを考えるべきではないと思います。やっぱり侵害されている状況に対して、侵害されているのではないかということをお互いに話し合う、その時に第3者が入ってそれに対してどう判断するかと、そこで議論して人権侵害のない状況にまた戻すということがこの条例の目的であつて、処罰ではそんなことはできないと思っているわけです。

永山委員

実際に過料なんてことは県でやれるんですかね。

副知事

手続き的にはやれるんです。

永山委員

非常に難しいと思うんですね。余計な議論のタネを提起している気がしますが、もう一つが公表についての岡田委員の指摘を受けてですね、それをどう受け止めるかという問題がある。

副知事

過料・公表については皆さんの意見は、お分かりの通り、行き過ぎという言葉が良いかどうかは分かりませんが、そういうことで、元々の過料・公表が出てきた背景は、この条例を施行するとしたら実効性を持ちたいということで出てきたんですが、仮になくなるとしたら、そういった意味の工夫みたいなことが必要だと思うんですけど。

岡田委員

カリヨウっていうのは2種類ありますよね。ここでは過（あやまち）料で、行政上の処罰で、普通にあるのは住民票の届けを遅れた場合にある。ということは、住民票というのは遅れてもやる、やらないといけない、やらせるということですね。そうするとこれもやっぱり協力拒否を認めないとということで、ちょっとこれはやはり、住民票をとる程度とこういう調査に応じるのとは、ずいぶん性質が違うと思いますので、これはみなさん刑罰として受け止められてくると思いますので、ちょっとこれは安易にこういう制裁措置を付けられたなあという感じを持ってますね。

それと確かに実効性ということで言えば、公表というのは一つ取り得る方法なんですが、公表という

のはまだ新しい方法で、まだこれ、どう扱って良いか議論の途中だと思います。

一番問題なのは、知事さんがどこかで言っておられたと思いますが、条例が憲法違反であれば裁判所が憲法違反だと言ってくれると、それは心配しなくて良いんだとおっしゃってるんですが、問題はじゃあ、どういう形で裁判の土俵に乗り得るかということですね。ひとつ考えられるのは、公表をストップするのではなくて、あなたはこのまま何もしないと公表しますよという通知をして、この通知を例えば、不服申し立ての対象とする。それを条例で明記すれば良いと思うんですけど。

で、不服申し立ての対象となれば当然これは裁判の土俵にのぼっていきますから、そこで救済を担保する。条例でも弁明の機会は与えられていますけど、弁明したからといって必ずしも公表しないということにはならないわけですから、そこは例えば、公表を維持するとすれば、事実行為ではなくて法的な行為にしてしまう。そうすればそれが公表される前に司法的救済を受けるチャンスが出てくるだろうと。

私は鳥取県民ではないので、この条例を廃止すべきだ、改正すべきだということと関係なしに、今の論点に関わっての意見として聞いていただければ。必ずしも賛成しているわけではありませんので、その点は誤解のないように。

松本委員

ついでですから申し上げますが、公表制度について。最終的な公表の前に何条かに一定の措置をとった場合には通知するという、恐らく書面で通知することになろうと思うんですけど、結論だけではなくて理由等についても触れるということになっている。そうしますと、いわゆる判決等の裁判書きですね、裁判書きに非常によく似た機能を果たすことになるのではないか。県が公表という所定の措置をとらなくても、委員会から書面の交付を受けた者がメディアに流すとか、インターネット上で流すとか、結局公表と同じ結果になる例がずいぶん出てくるのではないか。そこまで触れる必要はなかったかもしれません、もし施行されると非常に大きな問題になるのではないかと危惧しております。

寺垣委員

全般ということで話をさせてもらうとすると、この間も言いましたけど3条の2号で特定の者に対する虐待ということが入っていますね。これはあの、虐待に対してはこの条例はむしろ危険。これを被虐待者の人がこの条例を使って申立てをして、その通知をして、その結果あなたは虐待をしていますと宣告をすると、その後の手当が何も規定していないんですね。その後どうなるかと考えたときに、虐待者が被虐待者にさらに虐待する可能性もあるわけで、怖くて被虐待者は申立てができない。この度できた高齢者の虐待防止法、この4月から施行されますけども、そこではやはり配慮があって、13条で面会の制限をするとか、あるいは居室を確保するとか、分離をする手続きを必ずいれている。そう考えた時に今の条例の体裁をそのまま使うとすると、少なくともこの虐待は除くか、あるいはさつき言ったような強力な手続きを含めるようにするのか、あるいは虐待防止法に連携するような、必ずその場合には向こうに伝えないので、連絡しないまま保護してやると。何かしらそういう連携を考えていかないと危険だと思います。それは指摘しておきます。

副知事

あと時間、時間にこだわるわけではありませんが、20分くらいなので、今まで出ていない意見について、付け加えられる方ありましたら。

大田原委員

今の過料の関係で若干付け加えを。元々過料って何につけられているかというと協力を求めるために過料ということで、その実効性を裏付けようという発想で出てきたものですね。調査に協力してもらえないとい調査ができないと。ただ、それでホントに調査ができなかつたのは国、特に法務省関係の人権侵害がほとんどそれの対象だったわけで、仮に過料という形でやっても、今の形だと国の関係で行くと全然調査に協力する形にならないので、まあ意味ないですよね。

それで私人間の場合に過料の制裁をしないと調査に協力をしないのかといった場合に、果たしてそういう立法事実があるのかということですね。あの、こういう形で委員会に申立てされましたと、で、あなた弁明しないと認定がどうなるか分かりませんよと。つまり、調査に協力という形で過料でなくとも不利益認定しますよということだってあるわけです。果たしてそれでは不十分なんでしょうか。

虐待とか特殊なケースについて役に立たないとすれば、そうすると通常の、例えば残すかどうか分かれませんけどね、非常に問題があるから、例えば3条4項の誹謗中傷行為とか、差別の問題として出した場合に、あなた差別している形で言われています、あなた誹謗中傷してると言われますよと、こういう風なことを言ったと言われていますよと、出てきて反論しなかったなら申立人の言っていることを事実として認定しますよと言ったときに、過料の制裁をしないと出て来ないでしょうか。普通出て来るんじゃないかなと思うんですよ。鳥取県弁護士会とか日弁連とかで、やっぱり何の強制力もないですね。それで人権救済の申立てがあってやっていますけども、私人間の場合はやっぱりちゃんと出てきます。それは不名誉なことになるから、そういうわけですよね。そうすると立法事実がないんじゃないかなと。という素朴な疑問が出てくるわけです。まあ以上です。

副知事

執行部のほうで何か説明がありますか。特になかったら。長井委員、何かありましたら、せっかくですから一言。

長井委員

はい、あのいろんな法律があって、まずこの条例についてこの2週間ほど考えていたんですけど、いろんな法律は確かに整備されておりますので、具体的なことが起きたらそれを使って訴えて名譽を回復したり損害賠償を求めたりすることはできるんですけど、その法律に則らないというか、その網の目をくぐり抜けてしまうような、言ってみれば些細なことかもしれませんけど、現につらい思いをしたりとか、自分勝手であるかもしれないんですけど人権侵害だと思っている人たちをどういう風に救済するかということを考えた場合に、やはり行政機関が迅速かつ効果的に救済する機関をもっててくれたんであればそれはそれで良いんじゃないかなと思うんです。

ただ、前回言いましたように私人間の問題は私人間で解決するのがホントだと思いますので、私人間の問題については行政手続きといつても一般救済手続きでかなり緩やかなものにし、さっき中村委員が言われましたように、プールに入れなかったとか幼稚園に入学を拒否されたとか、病院で平等に扱ってもらえなかったとか、ああいう公の機関に関するものについては特別救済手続きを考えて、結果的には公表もあるのかなと、いうふうな色分けをした形で救済機関が設置されまして、公権力の問題についてはかなりシビアなものになると思いますので、委員会のシステムもかなり重要になってきますので、もう少し委員会の組織も整備を密にしたうえでこの条例が生きていかれるんであれば、私は改廃、廃止ではなくて、修正してより良い形で生かしていくことに賛成です。

で、弁護士の先生に素人のような立場でお聞きするんですけど、実際に人権侵害が起きていて、弁護士の先生に相談に来られて裁判でいきましょうとか調停でいきましょうとか、こういう法律を使ってあなたの名譽を回復してあげましょうと、そういう問題を扱える場面は良いんですけど、そうでない場合っていうものもあると思うんですよね。そういう場合は救済はどのようにされているのかなあと。言い方が悪いんですけど、こういう風な行政手続きによる救済機関は必要ないと考えられているのかどうなのかということをお聞きしたいです。

大田原委員

たいていの場合は、対応はできます。お金の問題だけです。つまり差別されている、不利益な取扱いをされている、うちの場合だと即訴訟をします。で、はっきりいって裁判にかけてしまうと、それを繰り返すのは慰謝料が増えるだけですので、やりませんので。で、問題はそれをやるときに、いくらの着手金でやるのかという問題があるんですよね。そういう点では、解決ができないかというとそうではない。もし解決ができないとなると、その人が申立てている事自体が今の差別の理論では差別に当たらないという理論的な問題になってくるわけです。若しくは、その人自身の問題なのか、それはカウンセリングの問題になってくるわけです。つまり同じ事が救済を別の仕組みで作るにしても出てくるわけで、理論上の問題で裁判上の差別に当たらないという話であれば、ここの新しく作るものであっても当たらないという可能性は出てくるわけです。それをクリアしようと思ったら裁判と違う規準を作つて運用していくのかなれば救済にはならないし、それがその人の心の問題で一定の法律的な人権のトラブルとなっているけれど、むしろ心理的な悩みのほうが問題だということであればカウンセリング的な機能を持っていかないと解決にはならないということで、単に別のものを作れば解決するという問題ではないと思

います。

松本委員

全く個人的な見解ですが、私30数年弁護士をやっていまして、人権に関する相談は幾度となく受けた経験がある。現にそうなんですが、まず人権問題として御相談に成る方の7~8割は、純粋な意味での人権問題とは言い難い、法的なレベルまでは上げれないという方が多いと思います。基本的には人間関係。その方の性格であるとか、広い意味での調整で済ませることができる問題。警察に行ってもダメだった、法務局に行ってもダメだった、どこどこに行ってもダメだった、どこに行っても弁護士に行けと言われる。寺垣委員のところに行ってもダメだった、大田原委員のところに行っても駄目だった、最後に松本のところに来るということもあるわけですが、ほとんどそういう方は人権的なレベルの話ではない。いわばたらい回しになっている。本人が非常に人権問題として深く悩んでいらっしゃるという方がかなりの多数を占めるわけです。恐らく法務局の統計等のまあ大半とまではいかなくともかなりの部分、ウエイトを占めるのではないかと、ですからこの統計資料を鵜呑みにできないことがある。

仮に人権問題だとなつたときに、確かに費用効果の法則原則がありまして、そういう説明をするんですけど、それでもやるとなつたときに裁判の手続きをとっております。

私は、そういう必要があるからなぜ県が作ってはいけないのかという先ほどの話、お尋ねでしたが、やはりおおかたの雰囲気は、今日集約しなくてもメディアの方がまとめてくださいますから無理に集約する必要はないと思ってます、鳥取県のメディアを信頼してますので。それはそれとしまして、要するに訴える場合は限られていて、権力が作れば容易に手続きが利用できるという趣旨かもわかりませんけど、やはり人権救済ということについて、救済機関・救済内容・救済手続の3つの要素に絞られるんですが、それぞれ大きな欠陥がある、1つだけない。委員会にも大きな欠陥がある。それから救済すべき内容についても大きな欠陥がある。手続きについても欠陥がある。これが個々の欠陥ではなくてこれらが相乗的な作用を生むということを非常に恐れているということです。

国歳委員

さきほど長井委員がおっしゃった、確かに裁判の問題と、費用の問題とあると思いますけれど、もう一つ考えておかなければいけないのは、どこへどういう形で訴えれば良いのか分からぬ、どうしようもない、という人が現実にいらっしゃるという事実。これは県がやられた、鳥取市がやられた調査なんかで全部出てきているわけですよね。人権侵害を受けた。その内容というのが本当に人権侵害にあたるかどうか、これは別ですよ。だけども人権侵害だと思っていて訴えるところもないしどうしようもないという、そういう事例があるというのは一つ知つておかなければいけないと思うんですよね。それが一点と。もう一つは、欠点というものを考えていったときに、日本の社会で運用されているもの、いろんなものの司法制度にしろ何にしろ、欠点無い。そんなこと無いと思います。欠点はみんな持つてますよね。それはご存じだと思います。その欠点というものを少しづつ修正しながら、やっぱりもっていくということが大事なんじゃないか。それを補完する、そういう役割が持てるかどうか、これは補完する役割はないとおっしゃるけど僕はあると見てるんですよね。第3番目は人権という問題で一番問題となってくるのは、これはたぶん弁護士さんとも一致すると思うんですけども、日本人がまだその人権というものについての感覚ですかね、これがきちんと育ってきてないというね。だから、僕は社会学やっていますけど、社会学で言わせればいわゆる世間なんですよね。まだ社会になっていない。ヨーロッパで言うソサイアティーと言うときには、近代的なインディビジュアルとしての、いわゆる基本的人権を自分も保障されいている、相手も保障しますよという、それがきちんとあるかどうかとなつたら僕はまだないと思うんです。はっきりいってね。ボクは講義ではっきりそういってますからね。日本のはまだ社会じゃないよと言ひ方をしてます。個人的な見解だとおっしゃりやそれまでですけど、何人かの学者はそれで一致してますから、そういういつてますけどね。その3つの点が僕はかかると思うんですよね。

寺垣委員

先ほど長井委員が言われた問題、かなり大きな問題だと思うんです。司法の側、弁護士の側にもそういう認識がありまして、その中で、例えば、どこに相談したら良いか分からない、たらい回しにされる、そういう状況をなくしたいということで、今年10月から司法支援センターというものが全国的に立ち上がります。これは司法の側からの、いわゆる裁判していく中での敷居が高いと言われているものを、何

らかの形で解消したいということで行われるわけです。裁判という形で一つの最終的な解決機関としてあるわけですが、そこが非常に、本来、本人訴訟も出来るはずなのに、なかなかそれが裁判所の受け入れ体制も含めてそれが機能できていない。本人訴訟も、鳥取では多いんですけども満足した解決ということになっているのかどうか疑問だと思います。そういう中で、司法支援センターという形が司法から、そういう問題を解決しようと思って提案された一つです。確かに人権条例も、今回の条例もそういう問題意識のもとにされているんだろうというのは分かるんですけども、解決の機関として、例えば司法支援センターで、今年10月いろんな相談が来た、それに対して、じゃ、この解決は県の方に委ねましょうということで全部振っちゃって良いのかどうかというと、非常に私は心配します。さっき言った虐待の問題なんかも絶対これは振れないなと思いますし。だからそういう中で、司法支援センターという形でやり方を踏まえたとき、じゃ条例の方で何をするべきかということを考えたときに、やっぱり、立法事実としての差別の禁止ということがあるんであれば、そちらに特化したような形のものを作つてもらって、駆け込み寺的なものは司法記支援センターに任せてもらって、相談機関を紹介する。これは相談機関の紹介なので、そこで解決機関ではないんですけども、既存の相談機関を活性化するという、あるいは既存の解決機関を活性化するという役割を今年の10月からやろうとしていますから、それを一つの方向でやってもらう。で他方、差別禁止条例みたいな形をつくって、そこでの実効性ある解決をしていくっていう、役割分担としてはあるのかなという感じがしました。

河本委員

先ほどの長井委員の意見はもっともだと思うんですけども。調停委員やっていても、弁護士やっていても、一方から申立てを聞くとこれはひどいというふうに思う事実が、相手から話を聞くと全く事実が違つて見えてくる。事実というのは正反対に見えるというのはいくらでもあります、弁護士だったら日常茶飯事。これを条例が、私この前も言ったんですけども、それを一方の意見で、一応相手からの意見も聞くと言うことにはなるんですけども、ほんとにそれが手続的にきちっと保障されるかどうか。委員会が「おまえは人権侵害をやっている」ということで認定して勧告、それが受け入れられなければ公表。その人の、一方で人権侵害だと言われている人の人権を本当に守ることが出来るだろうかと。それぞれ公開の裁判で、手続が保障されていて、それぞれが証拠を出し合つて、中立の裁判官が判断するという場合は、それも一審ではなく三審まであるわけです。そういう司法の手続で決めることが最終的には必要だと思うし、それが日本のシステムだと思うんです。じゃ、その司法が十分機能しないからと。確かに私自身も裁判好きじゃないんですけど、できれば話し合いで、和解で解決した方がいいと思います。やはり、できる範囲、できることと、どうしても不十分だけどもできないこともあるということは認めざるを得ないと思いますし、やはり紛争解決というのは何も司法だけの特権でもありませんし調停だけでもない。ADR、やっぱり私は最終的にはADRの線。つまり調停とかですね。仲裁は双方の合意がないと出来ません。斡旋くらいしかないんじゃないかと。それ以上に踏み込むことは越権ではないかと。行政委員会の、しかも独立性の保障されていない委員会がやることが良いのかといったら私は非常に危惧を覚えます。他方、行政機関に対しては無力だと、この条例がなんの意味があるのかというふうに思うんで、少なくとも公表とか勧告とか、そこまで踏み込むべきではないと思います。

副知事

時間も来ましたが短めに。

安田委員

斡旋・仲裁で、強制力を伴わないようなシステムで9割は問題が解決すると思うんですね。非常にひどい人権侵害、例えば児童虐待にしろ家庭内虐待にしろ別に法律システムがちゃんと用意されているわけですね。すべて分離を伴う法律ですね。児童虐待についても分離をするという一時保護という法律ですし、DV法についても排除命令というシステムがありますし、そういうシステムをもたないわけですからひどい人権侵害には全然機能しないと私は思いますね。

したがって國歳委員がおっしゃるような差別と、細々とした私人間の争いごと、それと行政に対する不満に集約されるんじゃないかと思うんですね。やっぱり要件とかシステムとか個別に準備しないといけないと思いますので、私自身はやはりこの議論を議論として継続することとして、6月施行というのは時期尚早だと思いますね。

中村委員

おおざっぱな話になりますが、人権侵害事案の具体例という資料をいただいてから、それいろいろな事例がある中でそれぞれについてこの事例についての一番適切な解決は何なのかということを考えました。で、その結果やっぱり、あまりにもこれが一番ふさわしいのではないかという解決が違うんじゃないかなと思います。寺垣委員がおっしゃられたように、例えば虐待だとこういう解決があり得ると。それも夫婦間の場合と親子の場合だとまた違ってくるはずなんですね。

例えば結婚差別があったという場合に、あなた名前を公表しますよと、イヤなら結婚しなさいよというのは明らかに適切な解決ではないわけですよね。現状だと司法の場であれば、婚約があったかどうかを基準にして契約不履行という形で損害賠償といことしかないわけです、判決としては。それ以外の適切な解決が何かできるよう工夫されているのかと。あるいは就職差別があった場合に、雇用関係で昇進の差別があった場合に、今後もその職場で働き続けたいと思っているのか、あるいはそこは辞めたいけれどもその差別待遇だけはなんとかして欲しいと思っているのかによっても、とるべき解決手段はまた変ってくると思うんですね。そういういろんな適切な解決方法が違う中で、この条例が全部適切に方向付けることができるのかと言われば、やっぱり明らかに無理がある、ちょっと荷が重すぎるのだろうと思います。その中で本当にやるべき問題、本当に適切な解決ができるであろう問題に限定していく方向で、それにふさわしい条例にしていくべきではないかと考えています。

副知事

よろしいでしょうか。そうしますと、さっき松本委員も言われたように集約しないということですでの、普通の審議会だと尻切れトンボのような気もしますが、非常に限られた時間ではありましたが、2日間進行していて非常に中身の濃い議論とか意見だったと思っております。そもそも年末に申しましたとおり、意見をお伺いしたいと設定した会でありますんで、行政的にいえば皆さま方の意見を県議会にも伝えたいという大きな役割があります。そういうことで、この2日間の意見は整理して、ありのまま県議会に伝えたいと思いますし、条例を今後どうするかは県議会の判断ではありますが、執行部としてもよく見極めて、場合によっては執行部はどんな考え方尋ねられれば、考え方示すこともあるかと思っております。

そういう考え方の中にありますのは、弁護士はじめ皆さま方の協力を得て進めていくのが望ましいという思いを私個人は持っております。そういうことであります。

本当は年末から年始にかけて本来ゆっくりしておられる時に、28日あるいは1月7日と2日間に参加していただきまして、お礼を申し上げたいと思います。今ここでこうするということは申し上げることはできませんが、そのことは理解していただいて、今日は閉会させていただきます。2日間にわたってどうもありがとうございました。